

# 新登場

掛けて助かる!!  
ドライバーのお守り!!

乗るんじやったら  
はいらにやー!!

# 自動車事故 費用共済

人身事故時のご契約者の経済的負担を  
補填する新しいタイプの共済制度です。



車両1台につき  
共済掛金月々 **1,000円**

3つの  
特長

- 共済金はあなた(契約者)にお支払いします
- 過失事故の場合には事故解決の一助としてお役に立ちます
- 臨時費用共済金を速やかにお支払いします

| 補償内容 |                        | 支払われる共済金額  |  |    |
|------|------------------------|--|--|----|
|      |                        | 契約者側 負傷の場合                                       | 相手側 負傷の場合                              |    |
| 死亡   | 事故の日から180日以内に死亡された場合   | <b>300万円</b>                                     | 支払限度額 <b>270万円</b>                     | 注1 |
|      | 死亡臨時費用共済金              | —  | <b>30万円</b>                            |    |
| 後遺障害 | 事故の日から180日以内に後遺症が残った場合 | <b>300万円～12万円</b><br>後遺障害別等級(1～14級)に合わせ、お支払いします。 | <b>300万円～12万円</b><br>支払限度額：後遺障害別等級表の額  | 注2 |
| 入通院  | 入院(1人1日)               | <b>4,500円</b>                                    | 支払限度額：<br>負傷者 × 入通院日数 × 該当日額を乗じた金額の合計額 | 注3 |
|      | 通院(1人1日)               | <b>2,250円</b><br>負傷者が複数の場合は1日18,000円限度           |  |    |
|      | 入通院臨時費用共済金             | —  | <b>3万円</b>                             |    |

(注1) 1事故につき、相手側に死亡者が生じた時、速やかに30万円を支払います。30万円を超える共済契約者の経済的負担を補填する場合は、270万円を限度とします。  
 (注2) 1事故につき、相手側に後遺症が残り、約款に定める後遺障害別等級表に該当した場合、その金額を限度として、共済契約者の経済的負担を補填します。  
 (注3) 1事故につき、相手側に負傷者が生じ、3日以上の上通院または入院をした時、速やかに3万円を支払います。3万円を超える共済契約者の経済的負担を補填する場合は、相手側が実際に入通院した日数に該当日数を乗じた金額を限度とします。  
 (注4) 入通院共済金は、事故の日から365日の期間において、実際に治療を行った180日を限度とします。  
 (注5) 上記(注1)、(注2)、(注3)の共済契約者の経済的負担を補填する場合は、領収書または支払いを証明する書類が必要になります。

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



共済だから安心

(広島県認可)

**県共済** 広島県火災共済協同組合  
広島県中小企業共済協同組合

〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030



# 掛けて助かる!! ドライバーのお守り!!

人身事故時のご契約者の経済的負担を補填する新しいタイプの共済制度です。

自動車事故  
費用共済

## 共済金はこんな時にお支払いします

### お支払事例

衝突事故を  
起こして…

●相手2名(運転手と同乗者)がそれぞれ30日入院と、自分が20日入院した場合

**契約者側** ①(入院) 4,500円×1名×20日=90,000円

**相手側** ②(入院) 4,500円×2名×30日=270,000円

③3日以上の入通院による臨時費用共済金…30,000円

②-③=240,000円が支払限度額となります。

お見舞(菓子等)…………… 5,000円×2回分=10,000円

入院諸雑費……………25,000円×2名分=50,000円

弁護士等への相談費用…………… 100,000円

その他事故の解決等に要した費用… 50,000円

(注) 領収書などの支払いを証明する書類が必要となります。

④(合計自己負担額)……………210,000円(240,000円の支払限度額内)

①+③+④=330,000円

**支払共済金額合計330,000円をお支払いいたします。**

(注) ③の入通院による臨時費用共済金は事故終結前でもご請求いただけます。



### お支払事例

自損事故を  
起こして…

●自分と同乗者がそれぞれ60日入院と30日通院した場合

**契約者側** ①(入院) 4,500円×2名×60日=540,000円

②(通院) 2,250円×2名×30日=135,000円

①+②=675,000円

**支払共済金合計675,000円をお支払いいたします。**



### お支払事例

自転車をはねて  
死亡事故を  
起こして…

●相手側が死亡した場合

**契約者側** なし

**相手側** ①死亡事故共済金3,000,000円

②死亡臨時費用共済金300,000円

①-②=2,700,000円が支払限度額となります。

香典供花料…………… 1,000,000円

葬儀費用…………… 600,000円

弁護士等への相談費用…………… 300,000円

その他事故の解決等に要した費用… 700,000円

(注) 領収書などの支払いを証明する書類が必要となります。

③(合計自己負担額)……………2,600,000円(2,700,000円の支払限度額内)

②+③=2,900,000円

**支払共済金合計2,900,000円をお支払いいたします。**

(注) ②の死亡臨時費用共済金は事故終結前でもご請求いただけます。



### ■引受車種について

| 車種コード | 車種              | 車種コード | 車種               |
|-------|-----------------|-------|------------------|
| 1     | 自家用乗用自動車        | 4     | 自家用普通貨物自動車(2t以下) |
| 2     | 自家用軽乗用自動車       | 5     | 自家用小型貨物自動車       |
| 3     | 自家用普通貨物自動車(2t超) | 6     | 自家用軽貨物自動車        |

※事業用自動車はお引き受けできません。

### ■お引き受け可能な ナンバープレート (自家用自動車)

広島 300  
さ 00-00

白い板に緑の文字

広島 580  
す 00-00

黄色の板に黒い文字  
(軽自動車)

### ■お引き受けできない ナンバープレート (事業用自動車)

広島 500  
あ 00-00

緑の板に白い文字

広島 480  
い 00-00

黒い板に黄色の文字  
(軽自動車)

### ニコニコサービス (福利厚生サービス)のごあんない

自動車事故費用共済にご加入いただくと、  
ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

#### ニコニコサービス 1 エルフルカード

広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約300施設)

#### ニコニコサービス 2 健康もしもし24

電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)

#### ニコニコサービス 3 あんしん情報誌

健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

### 組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済自動車等の内容の変更
- 共済金の請求もれ
- ニコニコサービスについて

広島県共済組合員  
相談室まで  
ご連絡ください。

フリーダイヤル  
**0120-708030**

